

機関計画保全検査における機関長の資格確認に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

機関計画保全検査における機関長の資格確認に関する事項

改正理由

現行の機関計画保全検査においては、機器保全の運用を船舶所有者（船舶管理会社）に推奨され、かつ事前に本会の審査・承認を受けた機関長が行うよう規定している。

一方、今日では、国際安全管理コード（ISM コード）に基づき、国内法及び国際法に従った免状、資格及び身体適正を有する適切な人物が機関長として選定され、資格に関する統一的な取扱いが確立されている。

今般、機関長の資格は本船上でも容易に確認できることから、機関計画保全検査においては、機関長の資格に対する審査・承認を不要とするよう、関連規定を改めた。

改正内容

機関計画保全検査において要求する機関長の資格確認に関する規定を改めた。